

取り壊し建物の届け出と 新築・増築の調査

建物の固定資産税は、1月1日現在の建物の所有者に対して課税されます。令和3年中に住宅や倉庫などの建物を取り壊した人は、課税課固定資産税（家屋）グループに届け出をお願いします。

また、市は、固定資産税の評価額を定めるため、年内に完成する新築・増築家屋の調査を順次行っています。未調査の人で訪問の希望日時（平日の午前9時～午後4時）がある人は、課税課（☎47-8178）へ。



～確定申告のお知らせ～

◎ますます便利になる「e-Tax」をご利用ください

令和3年分の確定申告から、ICカードリーダーの代わりにスマートフォンアプリを利用して、パソコンからe-Taxによる申告ができるようになるなど、マイナンバーやスマートフォンを利用した申告がさらに便利になります。



国税庁HP

確定申告会場は、多くの人が来場して混雑が予想されますので、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、自宅のパソコンやスマートフォンから申告できるe-Taxをぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

◎確定申告会場を情報工房に開設

令和3年分確定申告会場を2月16日（水）から3月15日（火）まで、情報工房5階に開設します（土・日・祝日を除く）。

前年までの会場（市民会館）から変更しますので、ご注意ください。
詳しくは、大垣税務署個人課税部門（☎78-4104）へ。

ごみの屋外焼却は 禁止されています

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課（☎47-8563）へ。



ご確認ください！

屋外広告物は申請が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。
詳しくは、都市計画課（☎47-8694）へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔（板）、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

国民健康保険料・介護保険料 休日納付相談を実施

市は、平日業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、国民健康保険と介護保険の休日納付相談を実施します。
ぜひ、この機会にご利用ください。

- ◆とき／12月12日（日） 午前9時～午後4時
- ◆ところ／国保医療課、介護保険課
- ◆内容／国民健康保険料・介護保険料の納付相談や口座振替の申し込み

問合せ先

<国民健康保険料> 国保医療課（☎47-8132）
<介護保険料> 介護保険課（☎47-7406）

休日納付相談



マイナンバーカード 交付・申請

- ◆とき／【休日窓口】12月12日（日） 午前10時～午後4時
【夜間窓口】12月16日（木）・21日（火） いずれも午後5時15分～7時30分
- ◆ところ／窓口サービス課

休日・夜間窓口開設

- ◆内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援
- ◆問合せ／同課（☎47-8764）へ



移住・定住促進

親元近くで暮らすための 転居費用を補助しています

市は、市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を次のとおり補助しています。

詳しくは、市HPをご覧ください。か、住宅課（☎47-8184）へ。



市HP

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市外から転入した、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人
- ②親世帯（年齢不問）が市内に1年以上継続して居住している人

▶補助金額…引っ越し費用の5分の3（上限6万円）

▶申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内



許可申請が必要

許可申請書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添付し、市に申請してください。高さや面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所につき表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。
※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

